

佐世保工業高等専門学校技術室運営委員会規程

(平成21年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校技術室規程第11条第2項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校技術室運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 技術室の業務計画及び運営の基本方針に関すること。
- 二 技術室の管理運営に関すること。
- 三 技術室の経費に関すること。
- 四 その他技術室の重要事項等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 技術室長
- 二 教務主事
- 三 専攻科長
- 四 各学科長及び基幹教育科長
- 五 地域共同テクノセンター長、情報処理センター長及びEDGEキャリアセンター長
- 六 総務課長及び学生課長
- 七 技術長
- 八 副技術長
- 九 その他委員会において必要と認めたる者

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、技術室長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(専門部会)

第5条 委員会に、特定の事項を調査・検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門部会での検討結果は、委員会に報告するものとする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、技術室において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。